令和３年度実地指導における主な指摘事項

　令和３年度に実施した実地指導の結果、指摘した主な事項については下記のとおりです。今一度、人員及び運営基準、各加算の要件等の確認をしてください。なお、居宅介護支援事業所については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、実地指導を中止したことを申し添えます。

記

１　サービス共通

　（１）ケアプランの作成及びアセスメント等が十分にできていませんでした。

　（２）勤務形態一覧表に記載された者のうち、資格証の確認が取れないものがいました。

（３）タイムカードで出勤を管理している事業所において、タイムカードが整理されていませんでした。

　（４）役員が勤務をしている事業所において、出勤簿等が整備されておらず、出勤が確認できる状態となっていませんでした。

（５）運営規程、重要事項説明書、契約書及び料金表の内容に整合性がありませんでした。

（６）利用契約書について、同一法人の別の事業所の契約書をそのまま利用しており、当該事業所の利用契約書になっていませんでした。

　（７）重要事項説明書等に利用負担割合（３割）が記載されていませんでした。

（８）重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がありませんでした。

（９）重要事項説明書等について、令和３年度報酬改定による金額の変更等が反映されていませんでした。

（10）重要事項説明書及び契約書が徴取できていない利用者が確認されました。

（11）利用料等の受領について、介護保険負担割合証の負担割合が分からない利用者が確認されました。

（12）利用料等の受領について、令和3年度介護報酬の改定により利用料が変更されているにも関わらず、利用料変更に関する同意書が徴取されていませんでした。

（13）勤務体制の確保について、勤務予定表に、従業者の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務等の記載がありませんでした。

（14）適切な研修の機会の確保について、研修計画が定められていませんでした。

（15）研修の記録について、研修の記録として残していませんでした。

（16）職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置がなされていませんでした。

（17）非常災害対策について、計画が作成されていても、非常に簡易なものとなっており、実際に活用できない状態となっていました。

（18）非常災害対策について、具体的計画が一度も更新されていませんでした。

（19）非常災害対策について、関係機関への通報及び連絡体制が整備されていませんでした。

（20）避難訓練について、年２回以上の実施及び実施記録が確認できませんでした。

（21）秘密保持について、利用者及びその家族の個人情報の利用に関する同意書を徴取していませんでした。

（22）運営推進会議の基準で定められた回数の報告がなされていませんでした。

（23）事故発生時の対応について、マニュアル参考例をそのまま綴じており、実際に活用できない状態となっていました。

（24）事故発生時の対応について、従業者間で情報共有さていませんでした。

（25）サービス提供体制強化加算について、算定要件を満たしているかの確認をしていませんでした。

（26）介護職員処遇改善加算について、従業者へ周知していることが確認できませんでした。

２　地域密着型通所介護

（１）提供している指定地域密着型通所介護について、自らサービスの質の評価を行っていませんでした。

（２）入浴介助加算（Ⅱ）について、加算の要件である個別の入浴計画及び利用者の居宅の状況に近い環境での入浴介助等が確認できませんでした。

３　認知症対応型共同生活介護

（１）運営規程、重要事項説明書及び契約書に「介護予防認知症対応型共同生活介護」の記載がありませんでした。

４　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（１）各委員会（身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会、事故発生の防止のための委員会及び虐待の防止のための対策を検討する委員会等）の開催が客観的に分からない状態となっていました。

（２）身体拘束廃止マニュアルを確認すると、参照している別紙が実際に使用しているものと異なっていました。

（３）緊急時の対応について、配置医師との連携での対応方針が定められていませんでした。